



令和7年度

重要事項説明書



社会福祉法人 流山中央福祉会

西新井聖華保育園

〒123-0845 足立区西新井本町2丁目4番24号

TEL 03-3854-3811 FAX 03-3856-5527



運営規程

(施設の名称等)

第1条 社会福祉法人流山中央福祉会が設置する保育所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 西新井聖華保育園
- (2) 東京都足立区西新井本町2丁目24番2号

(施設の目的)

第2条 西新井聖華保育園（以下「当園」という。）は、特定教育・保育施設の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する小学校就学前の子ども（以下「利用子ども」という。）に対し、適正な特定教育・保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第3条 当園は、良質な水準かつ適切な内容の特定教育・保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するための環境が等しく確保されることを目指す。

- 2 当園は、利用子どもの意思及び人格を尊重して、常に利用子どもの立場に立って、特定教育・保育を提供するよう努める。
- 3 当園は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者、他の児童福祉施設その他の学校又は保健医療サービス若しくは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。
- 4 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、従業員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定教育・保育の内容)

第4条 当園は、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に基づき、利用子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育を提供する。

- 2 児童福祉法第6条の3第6項に基づき、地域子育て支援拠点事業として乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う。
- 3 東京都保育サービス推進事業として特別保育事業や地域子育て支援事業などを地域の実情に応じて保育を提供する。

(職員の職種、職務の内容及び員数)

第5条 当園が特定教育・保育を提供するに当たり、職員の職種、職務内容は次のとおりとする。員数については、利用子どもの定員数に応じて別に定める重要事項説明書（入園のしおり）に明記する。

(1) 施設長（園長）

施設長は、特定教育・保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 主任保育士

主任保育士は、施設長を補佐するとともに、計画の立案や利用子どもの保護者からの育児相談、地域の子育て支援活動及び保育内容について他の職員を統括する。

(3) 保育士

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(4) 保育補助

保育補助者は、保育士の職務を助ける。

(5) 事務職員

事務職員は、当園の事務を行う。

(6) 栄養士

栄養士は、子どもの発達段階に応じた離乳食、乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(7) 看護師

看護師は、子どもの健康管理と当園全般の衛生管理を行う。調理員

2 理事長は、第1項各号に定めたもののほかに必要に応じ、職員を置くことができる。

(特定教育・保育を行う日)

第6条 当園の特定教育・保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。

2 当園は、前項の規定に関わらず、次に掲げる事項に当てはまる場合は休業日とする。

(1) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(2) 年始休日（1月2日及び1月3日）

(3) 年末休日（12月29日から12月31日）

ただし、第4条第3項の事業のうち年末保育については2日以上開所する。

3 当園は、前2項の規定に関わらず、特定教育・保育の提供を行う上で必要がある又はやむを得ない事情があるときは、あらかじめ利用子どもの保護者に情報提供を行い、前項に規定する休業日に特定教育・保育を提供することがある。

4 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定教育・保育の提供を行わないことがある。

(特定教育・保育の提供を行う時間等)

第7条 特定教育・保育を提供する時間は、次のとおりとする。

(1) 保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）は、午前7時30分から午後6時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

(2) 保育短時間認定に係る保育時間（8時間）は、午前8時30分から午後16時30分の範囲内で、利用子どもの保護者が保育を必要とする時間とする。

2 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から金曜日は午前7時00分から午後8時30分。

(2) 土曜日は午前7時00分から午後8時30分。

(3) 第4条第3項の事業のうち年末保育は午前7時30分から午後6時30分。

3 当園は、利用子どもが、やむを得ない理由により、保育標準時間認定に係る保育時間（11時間）及び保育短時間認定に係る保育時間（8時間）の前後に保育を希望する場合には、開所時間内において延長保育事業を実施することとする。

(利用者負担その他の費用等)

第8条 利用子どもの保護者は、保護者の居住する区市町村が定める利用者負担をその居住する区市町村に支払うものとする。

2 当園においては、市区町村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第3項の規定により、当園の特定教育・保育の質の向上を図るため、特定利用者負担額を徴収することがある。項目、内容、負担を求める理由、目的および金額については、別に定める重要事項説明書（入園のしおり）に明記する。

3 当園は、市区町村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第13条第4項の規定により、特定利用者負担額を徴収することがある。項目、内容、負担を求める理由、目的および金額については、別に定める重要事項説明書（入園のしおり）によるものとする。

4 当園は、延長保育事業の実施に必要な経費の一部について、利用者負担として費用を徴収する。金額については、別に定める重要事項説明書（入園のしおり）に明記する。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

クラス	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号・3号	12人	24人	24人	30人	30人	30人	150人

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、市区町村が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、重要事項を記載した書面により、利用子どもの保護者とその内容を確認する。

3 当園の利用子どもが次のいずれかに該当するときは、特定教育・保育の提供を終了するものとする。

(1) 子ども・子育て支援法第19条第1項第2号及び第3号に規定する小学校就学前子どもの区分に該当しなくなったとき。

(2) 利用子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(3) 市区町村が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(4) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、特定教育・保育の提供を行っている利用子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該利用子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講ずる。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、利用子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 当園は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、利用子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用子どもの保護者の同意を得る。ただし、特段の理由がある場合もしくは別に定めのある場合は除く。

(苦情解決)

第15条 当園は、その提供した特定教育・保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。

- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
- 3 当園は、市区町村からの求めがあった場合は、市区町村が行う調査に協力するとともに、区から指導又は助言を受けたときは、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 当園は、市区町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市区町村に報告する。

(記録の整備)

第16条 当園は、特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 特定教育・保育の提供に当たっての計画
- (2) 特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録
- (3) 市区町村特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例第19条の規定する市区町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

この規則は平成22年4月1日から施行する。

この規則は平成24年4月1日から改正施行する。

この規則は平成25年4月1日から改正施行する。

この規程は平成27年4月1日から改正施行する。

この規程は平成30年4月1日から改正施行する。

この規程は令和元年10月1日から改正施行する。

【保育理念・保育目標】

「養護と教育が一体となって豊かな人間性をもった子どもを育成すること」

子どもの健全な心身の発達を図る4つの柱を基本方針として運営を行っております。

『丈夫な体』 『広い社会性』 『豊かな情操』 『確かな基礎能力』

乳幼児は遊びを通して、心身の様々な能力を発達させていきます。発達の主体は子ども自身です。子どものあるがままを受容し、その気持ちに共感して養護と教育を通して子どもの発達を援助していくことが大切だと考えています。

大切な時期にお子様をお預かりするという責任と自覚を持って、愛情豊かに一人ひとりと向き合い保育をしていきます。

【保育の特色】

恵まれた環境の中、子ども達が明るくのびのびとしています。園庭遊びでは、外気に触れながら季節を感じ子ども達の豊かな心が育つ環境を大切にしています。幼児組になると、体育指導・英語・太極拳を行い専門の講師と一緒に楽しくルールを学び、経験していきます。様々な体験や人との関わりを大切に、一人ひとりが心身ともに豊かにそして、子ども達の笑顔がたくさんある環境づくりを行います。

【職員配置】 ※最低基準数

施設長	1名
保育士・パート保育士	18名
看護師	1名
嘱託医	1名

※給食調理は委託につき、当園栄養士の献立作成に基づき自園で調理しています。

※その他必要に応じて職員を置くことがあります。

【延長保育】

●延長保育

- ・保護者の就労時間などの都合で、延長保育が必要な世帯を対象に行います。
- ・月極延長保育は、事前の申し込みが必要です。月極の申請は前月20日までに許可書が出た方のみ、「月極延長保育・土曜保育利用申請・変更届ならびに就労証明書」にてお申し込みください。
申請の解除は、前月20日までに、月極延長保育・土曜保育利用解除届をご提出下さい。
料金は、別表の月極延長保育の料金表をご覧ください。
- ・延長保育の利用は、満1歳になった翌月より利用可能になります。（夕食は完了食から提供します）
- ・1歳未満での7:00～7:30の登園または18:30を過ぎた場合と、全家庭対象で20:30を過ぎた場合には超過料が発生します。開園時間内のお迎えをお願い致します。（10分毎に1000円となります。）
- ・当日に急遽夕食利用が無くなった際、当日の14時までにキャンセル連絡がない場合は、料金が発生します。

●緊急での利用《スポット延長保育》

- ・臨時で当日一時延長保育が必要な場合、必ず連絡をお願いします。

当日の朝、または 14 時 00 分までに必ずお電話またはコドモンにてご連絡をお願い致します。

(お時間を過ぎた場合、補食と夕食のご用意が出来ません。)

料金別表のスポット延長保育利用料金表をご覧ください。

- ・夕食利用を申し込んでいて、急遽キャンセルされる場合も、14 時を過ぎると料金が発生します。

●お支払い方法

- ・スポット保育料と夕食→当月の打刻時間・夕食の回数をカウントし、翌月初めに請求します。

(後払い方式)

- ・月極延長料→申し込み後、ご利用当月初めに請求致します。(前払い方式)

- ・夕食は利用回数をカウントし、延長保育料と一緒に請求となります。

※集金については、登録していただいたコドモンの口座から引き落としになります。

【月極延長保育料金】

	時間	世帯区分	満 1 歳以上
朝の延長	7:00~7:30	A階層及びB階層	月額 600円
		C階層及びD階層	月額2500円
夕方の1時間延長	18:31~19:30	A階層及びB階層	月額1000円
		C階層及びD階層	月額4000円
夕方の2時間延長	18:31~20:30	A階層及びB階層	月額2500円
		C階層及びD階層	月額10000円
夕食代	19:30以降残る方	希望者	1食 400円

☆利用日数に関わらず、月単位で集金いたします。

変更や停止がある場合は、必ず届け出を提出してください。

☆月ぎめ 1 時間延長の方で 19 時 30 分を過ぎると、15 分ごとに 300 円となります。

【一時延長保育(スポット)利用料金】

	時間	世帯区分	満 1 歳以上
朝延長	7:00~7:30	すべての階層	400円
夕方 1 時間延長 (15分 200円)	18:31~18:45		200円
	~19:00		400円
	~19:15		600円
	~19:30		800円
夕方 2 時間延長 (15分 300円)	18:31~19:45		1100円
	~20:00		1400円
	~20:15		1700円
	~20:30	2000円	
短時間保育	7:30~8:30 16:31~18:30	短時間保育 対象	1回 500円
夕食代	19:30以降残る方	希望者	1食 400円

【土曜保育について】

- 土曜保育はご両親共に就労・疾病・介護等の理由により、保育が必要な園児が利用することが出来ます。
- 『土曜保育利用申請書』と『就労(学)証明書』の提出をされ、許可書が出た方のみ利用する事が出来ます。
臨時で土曜保育を利用される場合には、『土曜臨時保育申請書・土曜臨時保育就労証明書』の提出を、利用する日数分毎に、都度出して頂きますようお願い致します。
利用する週の木曜日までに、必ず提出して下さい。
提出がない場合には利用が出来ません。
- 許可書が出ている方も含め、土曜日保育の有無は該当する週の木曜日までにコドモンまたは職員にお伝え下さい。



【土曜利用の持ち物について】

幼児(3歳～5歳)：

水筒、リュック、着替え一式、汚れもの入れ、カラー帽子、上履袋、(布団カバー入れ)

乳児(0歳～2歳)：

汚れ物入れ、着替え一式、カラー帽子

オムツ、食事用エプロン、手口拭き ※サブスク利用者は不要

※帽子は個人のものを使用となりますので、必ずお持ちください。

※布団カバーは幼児は外して荷物と一緒に置いておきますので、忘れずにお持ち帰り下さい。

乳児は、保護者の方に外して頂いていますのでご協力お願い致します。

【保育に要する諸費用と納入方法】

●保育料金

- ・通常の保育料は足立区の規則で定める金額を足立区にお支払い頂きます。
- ・金融機関引き落としの手続きをして下さい。
- ・延長保育料は当園が定める金額を当園にお支払い頂きます。また、コドモンの口座登録での引き落としになります。

【特別保育事業】

延長保育	※別料金となります。(詳細はP6参照) ※保育短時間の方は、定められた保育時間外は料金が発生します。
年末特別保育	※別料金となります。(申し込み期間厳守) 1日5,000円 12月29日、30日(7時30分～18時30分)に保護者が就労の為、保育が必要な場合にお預かりします。
発達支援児保育	巡回指導など区の関連機関と連携しながら、一人ひとりに寄り添った保育を実施します。
産休明け保育	生後57日からのお子様をお預かり致します。

【特別講師を招いて】

体育指導（3・4・5歳対象）

体を動かす楽しさ、運動する意欲を育て、基礎体力をつけます。

ルールを守る大切さを学びチームワークを養います。

英語（3・4・5歳対象）

小学校での英語の授業に向けて「英語＝楽しい」をモットーに、

歌やゲームを楽しみながら学びます。

太極拳（3・4・5歳対象）

メリハリのある動き、集中力を養います。



【地域支援】

すこやか相談 月～金 10時～16時

ルンルン保育（ルンルン通信発行）

【年間行事】

月別	保育園行事	月別	保育園行事
4月	入園式☆ こいのぼり会	10月	運動会☆ ハロウィン
5月	クラス別保護者会☆	11月	乳児保育参加☆ バス遠足4・5歳
6月	幼児保育参加☆ 個人面談☆	12月	幼児発表会☆ クリスマス会 年末特別保育（29日 30日）
7月	七夕会 プール・水遊び開き 個人面談☆	1月	クラス別保護者会☆ 個人面談☆
8月	夏祭り プール・水遊び閉い	2月	節分会 クラス別保護者会☆ 個人面談☆
9月	引き取り訓練☆	3月	ひな祭り 卒園式（5歳）☆ お別れ遠足（5歳）
毎月の定例行事…ハッピーday・避難訓練・身体測定・0歳健診 その他…体育指導・英語・太極拳・地域交流・クッキング・交通安全教室 ＊春季健康診断・秋季健康診断・歯科健診			

☆…保護者参加行事です。予定が変更になる場合がありますので、「園だより」や「コドモンカレンダー」でご確認下さい。



【保育園での生活】

時間	0歳児	1・2歳児	3歳児以上
7:00	延長保育（満1歳翌月より） 登園・視診・検温 自由遊び	延長保育 登園・視診 自由遊び	延長保育 登園・視診 自由遊び
7:30	朝保育登園 視診・検温 健康状態の観察 自由遊び	朝保育登園 順次登園・視診 自由遊び	朝保育登園 順次登園・視診 自由遊び
8:30	クラス移動 健康状態の観察 自由遊び	クラス移動 順次登園・視診 自由遊び	クラス移動 順次登園・視診 自由遊び
9:00	おむつ交換 おやつ・水分補給	排泄・手洗い おやつ・水分補給	片付け・排泄
10:00	生活・遊び おむつ交換 	生活・遊び	主活動 
10:45	食事準備・食事	排泄・手洗い	
11:20		食事準備・食事（1歳）	排泄・手洗い
11:30	午睡準備 おむつ交換	食事準備・食事（2歳）	食事準備・食事
12:00	順次午睡	午睡準備・午睡（1歳）	
12:30		午睡準備・午睡（2歳）	午睡準備
13:00	順次目覚め・検温 おむつ交換	午睡	午睡
14:00	あそび		
14:45	おやつ	検温・目覚め・排泄	検温・目覚め・排泄
15:00	あそび	おやつ あそび	おやつ あそび
16:30	夕保育・順次降園 あそび	夕保育・順次降園 あそび	夕保育・順次降園 あそび（合同）
18:30	延長保育（満1歳翌月より） 補食（19:30まで） 夕食（20:30まで）	延長保育 合同 補食（19:30まで） 夕食（20:30まで）	延長保育 合同 補食（19:30まで） 夕食（20:30まで）
20:30	最終降園	最終降園	最終降園

※個々や時期により、時間の変更があります。

●登園時間について

毎日9時30分までの登園をお願い致します。また、病院等で遅れて登園する場合、乳児の朝おやつは9時半まで。給食は離乳食の児は10時半まで、0.1.2歳児クラスは11時まで、3.4.5歳児クラスは11時半までに登園をお願いします。

時間を過ぎた場合は、昼食を済ませてからのお預かりになりますので、ご了承ください。

【保育 ICT システムアプリ「コドモン」について】

システムにより保護者からの連絡や園からのお知らせを確認、料金の引き落としを行います。
保護者様にコドモンのアプリのご登録をお願い致します。登録方法は、別紙「保護者用スマートフォンアプリのご案内」に従ってお願い致します。

登録は入園前までに済ませておいてください。アプリの連絡機能は入園月の1日より利用下さい。

《コドモンアプリの使い方》

【保護者からの連絡】

○登降園の管理

登園時、降園時は必ず全員タブレットをタップしてください。

※タブレット端末の操作は必ず大人が行ってください。

○連絡

- ・連絡帳
- ・欠席遅刻
- ・お迎え

※↑私用でお休みされる場合には【都合欠】を選択し、【備考】に理由(父・母休みの為)を入力してください。

以上3点は**毎朝9時まで**に送信してください

○その他

- ・お迎えの変更やその他伝えたいことがある場合はこちらの機能をお使いください。
- ・補食、夕食ともに、利用される方は14:00までにご連絡ください。

【園からの連絡】

- ・連絡帳 0歳児から2歳児は連絡帳が配信されます。(3歳お誕生日の月末まで)
- ・一日の様子 アプリのお知らせにその日のクラスの様子が届きます。(2歳~5歳のみ)
- ・行事の予定 カレンダーを開くと予定が表示されます。前の月の月末に最新の情報を載せるので、ご確認ください。
- ・身体測定の記録 その他 → 成長記録 測定日はカレンダーでご確認ください。
- ・手紙の配信 園日より、クラス日より、献立表、保健日より、給食日より等のおたよりが資料室よりPDFデータでご覧いただけます。
- ・行事新聞の配信 行事新聞をPDFデータでご覧いただけます。
- ・アンケート 行事の出欠やアンケートが送られてきます。保護者はアプリで簡単にご回答頂けます。

【集金に関して】

主食・副食費、延長保育料、その他の集金は全て口座振替となります。

【保護者の方へお願い】

●登降園について

- 保育園の駐輪場、駐車場はスペースが限られています。時間によっては大変混み合いますので、時間に余裕を持って登園して下さい。またお仕度はスムーズに行って頂くよう、ご協力下さい。
- 門の前での停車、乗り降りはできません。(タクシーも同様)
- 駐車場を利用される場合は、事前に“車送迎利用申込書”をご提出下さい。
- 駐車場では必ずエンジンを切して下さい。また駐車場でもお子さんから目を離さないようにして下さい。
- 自転車は送迎のみ駐輪スペースをご利用下さい。ベビーカーは所定の場所に置いて下さい。
(雨よけのカバーや盗難防止のチェーン等は各自ご用意下さい)
- 登降園時はお子様から目を離さないようお願いいたします。玄関を出るときは、手をつないで速やかに帰りましょう。急に道路に飛び出したり園周辺で子ども同士が遊んでいると近隣の方や歩行者、車、自転車の方に迷惑を掛けてしまったり大きな怪我に繋がります。公道であるということを忘れずに、自転車の乗り降り、交通ルール、マナーの見直し、車が通る際の配慮等、ご協力をお願い致します。
また受け入れの際は、保育士にしっかり受け渡しをして下さい。
- 雨の日は、特に混雑が予想されますので、速やかな登降園にご協力ください。
- 送迎は大人がつきそい、送迎の方が変わるときは連絡をお願いいたします。
(安全のため、身分証明書の提示が必要な場合があります。また送迎は18歳以上の方でお願いします。)
- 登園時、食べ物を口に入れたまま登園する事の無いようにお願いします。食べ物が未摂取のものがあるお子様やアレルギーをお持ちのお子様もいます。園内に食べ物やジュース等の飲み物を持ち込まないようにお願い致します。
- 保護者と兄弟児が感染症と診断された場合、園内へは入れません。玄関インターフォンにてお知らせ下さい。感染症等でない場合は入って頂けますので、一緒にお仕度をお願い致します。

●お休み連絡について

- 朝9時までに、電話またはコドモンにて連絡をお願い致します。
 - ※お休みする理由(例：父・母休みのため等)、現在の症状、受診の有無、受診している場合は病名をお知らせ下さい。
 - また9時30分以降の登園の場合は、何時頃の登園になるかコドモンでお知らせ下さい。
- お迎え連絡(お迎え時間と送迎者)をコドモンにて毎朝入れて下さい。
またお迎え時間や送迎者が変更となる場合は、必ず電話またはコドモンにてお知らせください。
- 感染症と診断された場合は、登園許可書が必要になります。
※重要事項説明書(P28・29)、コドモンの資料室、足立区ホームページにありますので印刷してお使い下さい。
又、園での感染拡大防止対応が必要になりますので、感染症と診断された時点で、早急にご連絡下さい。

●保育園からのお知らせ

- お知らせボード、感染症情報をご覧ください。
- 園・クラスだよりと献立表は毎月末、その他随時お手紙をコドモンより配信します。
必ず、内容をご確認下さい。

●服装について

- 動きやすく汚れても良い、着脱しやすい物をお願いします。(泥遊びや制作で絵の具を使う事もあります)
- 洋服後ろのボタンやリボンを結ぶ洋服、伸縮性の無いズボンやベルトのある物などは、自分で着脱を行う事が難しい為ご遠慮ください。
- 遊具にひっかかり怪我の原因になりますので、冬場のジャンパーも含め、上着はフード・紐が付いていないものにしてください。(パーカー×)
- 歩行が確立したら、ロンパースタイプの洋服、肌着は控えてください。
- 持ち物には**必ず分かりやすく名前を書いてください**。
- 3・4・5歳児は、上履きを履いて過ごします。靴下を履いて登園して下さい。
- 3・4・5歳児対象の、体育指導・太極拳の日は、Tシャツ・トレーナー・ズボン等の動きやすい服装で、登園して下さい。
今年度の3歳児クラスより、体育指導の日は体操をする服装として、白いTシャツ・黒色のズボン(インナー可)での参加とさせていただきます。※別紙参照
- 靴は足に合ったサイズの運動靴をはかせてください。足に合わない靴を履き続けると足の変形に繋がります。また紐がほどけた時に転倒し、怪我に繋がる事がありますので紐付きの靴は避けてください。
- 下着や靴下、外靴等全ての持ち物に記名をお願い致します。

●その他

- 住所・勤務先・勤務時間・電話番号など変更したときは、お知らせください。
- 布団カバーや上履き等は、金曜日または土曜日に持ち帰り洗濯をして月曜日にお持ちください。
- 土曜日に布団カバーを掛けに来る場合は12時～15時の時間帯をお願いします。ボタン錠でドアは開きませんのでインターホンを押し、クラス名と名前をお伝えください。
- リュックのキーホルダーは、目印として原則1つまでとさせていただきます。また電池や針は危険なため、光るものや缶バッジは禁止とさせていただきます。リュックの中に園に不要なもの(玩具や食べ物等)が入ってしまっていないか、毎日確認をお願い致します。
- クラスで使用しているカラー帽子は週末持ち帰り洗濯をお願いします。記名はせずに、番号管理とさせていただきます。また、ゴムのゆるみ等の直しは、ご家庭でお願いします。
- 名札・カラー帽子の紛失や破損した場合は保護者の方がご負担の上購入をお願いします。
- ヘアゴムで髪の毛を結う場合は、活動しやすい髪型をお願い致します。細くて小さいシリコンゴムや飾りの付いたゴムだと、誤飲をしてしまう可能性があります。またヘアピンやカチューシャも危険の為、使用はお控えください。
- 乳児クラスは、希望者のみオムツ、食事用エプロン・手口拭きのサブスクが利用出来ます。
登録は別途、資料をご確認下さい。また登録された場合、解除された場合は、その都度担任までお声掛けください。



【入園の際、準備して頂くもの】

		持ち物	0歳	1歳	2歳	3・4・5歳	備考	
書類	入園時に提出して頂く	家庭状況・入園までの生活状況	○	○	○	○		
		健康状況	○	○	○	○		
		緊急連絡票	○	○	○	○	お迎えを依頼する場合に使用しますので、連絡順に記載をお願いします。	
		慣れ保育希望表	○	○	○	○		
		離乳食進行表	○	△	×	×		
		延長保育申請書 (必要な方のみ)	×	○	○	○	注1…満1歳になった翌月より延長保育利用可 (夕食は完了食から提供します)	
	毎日持ってくるもの	手提げバック	○	○	○	×		
		通園リュック	×	×	×	○		
		食事前用エプロン ※	2～3枚	3枚	3枚	×	*ミルクを飲む時期はガーゼを使用します。	
		手拭き ※	2～4枚	3枚	3枚	×	ハンドタオル可	
		スーパーの袋 (エコバック可)	○	○	○	○	乳児：毎日1枚持ってくる(記名) 幼児：1枚リュックに入れておく(記名)	
		水筒	×	×	×	○	中身は水かお茶。 ステンレス製のコップ式でひも付きタイプのもの 毎日通園かばんに入れてきてください	
		着替え一式	○	○	○	○		
	常時身につけておくもの	オムツ ※	10枚位	8枚位	5枚位	必要に応じて	後ろの部分に1枚ずつ名前を記入してください	
		おしりふき ※	2	2	1	必要に応じて	外側に記名して下さい	
		箱入りビニール袋	2	2	1	必要に応じて	箱に記名をして下さい	
		着替え	パンツ	×	×	△	1～3枚位	
			肌着	3枚位	3枚位	3枚位	1～2枚位	
			スポン・上着・靴下	3セット	3セット	2セット	2セット	
		防災頭巾	園で用意	園で用意	園で用意	○		
		歯ブラシセット	×	×	×	△	5歳児のみ(歯ブラシとコップ)	
		スーパーの袋	1～2枚	1～2枚	1～2枚	1～2枚		
避難用靴下	○	×	×	×	避難時に、1足園でお預かりさせて頂きます。			
持ってくるもの	週末持ち帰り月曜に	敷き布団カバー	○	○	○	○	下記の図1の作り方を参照して下さい。	
		ブランケット・タオルケット	○	○	○	○	時期に応じて、調整して下さい。	
		防水パッド	○	○	○	○	サイズ70cm×120cm	
		布団カバー袋	×	×	×	○	布団シートが入る大きさの袋をご用意下さい。	
		クラス カラー帽子	○	○	○	○	乾燥機使用× ゴムの付け替えは各ご家庭でお願いします	
		上履き・上履き袋	×	×	○	○		

※乳児クラスで、サブスクを利用されている方は、準備の必要はありません。

図1 布団カバー

＜敷布団カバー＞



＜エプロンの種類＞

★サブスク利用の方は、ご用意は不要です。

ビニール製のエプロンをご用意下さい。

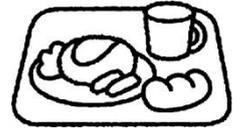
シリコン製の物や、袖付きの物は不可となります。



【おいしい給食の提供】

●給食について

- ・栄養士が栄養やカロリーのバランスを考慮して献立を作成し、栄養豊かな愛情のこもった温かい給食を保育園で調理しています。
- ・日常食、行事食を通し、季節感、伝統的な食事など、豊かな食文化を伝えます。
- ・調理や盛り合わせを工夫し、楽しい雰囲気で作られるように配慮しながら、望ましい食生活が身につくようにしていきます。
- ・遠足などの場合、家庭からお弁当を持参していただくことがあります。(P.22 参照)
- ・給食、おやつの写真を食育コーナーに掲示します。



●除去食について

(食物アレルギー児の対応)

- ・食物アレルギーと診断され、特定の食物を除去する必要があると診断された場合、医師が記入した「保育所生活管理指導表」に基づいた「アレルギー疾患面接確認表」を提出後、面談した上で除去食の提供を行います。有効期限は最長1年です。
- ・月1回、アレルギー対応献立表の内容をご確認いただきます。
- ・アレルギーの種類が多い場合やアレルギーとなる食材を除いて調理することが困難な場合等は、お弁当の持参となります。
- ・アレルギー対応解除の場合は所定の用紙にご記入の上、ご提出下さい。
- ・年度末には保護者の方と面談のうえ、食物アレルギー対応の確認を行います。

(宗教上の対応)

- ・基本的に除去での対応を行います。
- ・食事制限については面談の上、決定させていただきます。ご希望にそえないことがあります。食材を除いて調理することが困難な場合等は、お弁当の持参となります。

(慢性疾患における対応)

- ・食事の対応が必要な場合は医師の指示に基づき対応を行います。対応が多種にわたり、調理することが困難な場合等はお弁当の持参となります。

●副食費(対象：3～5歳児) 4,800円

- 足立区に居住する児童の副食費は足立区から補助があるため無料です。(令和2年度～)
- 足立区以外に居住する児童の副食費については、居住自治体により対応が異なります。(居住自治体から補助がある場合には、無料または減額します。)

【食品・食材確認書について】

食物アレルギー児が年々増えていて、アレルギーを発症する食材は個人により様々です。園では色々な食材を使用しており、園ではじめて食べた食品によりアレルギーが発症したということがないように食品・食材確認書を使用させていただきます。ご家庭でのご協力をお願い致します。

使い方

*食品・食材確認書に記載されている食材は年間を通して使用する食材です。使用する食材は毎月の献立表に記載されています。合わせて確認をしていただき、給食で提供される前にご家庭で、前もって2回は必ず食べさせて下さい。

*毎年使用する食材が変わる可能性や再度確認も含め、年度ごとに食品・食材確認書を配布致します。

<資料⑩-1>
令和 7年度
保護者控え

食品・食材確認書

保育園では下記の食品・食材を使用します。毎月お配りする献立表と合わせてご確認をお願い致します。保育園で食物アレルギー症状が出てしまうことを防ぐため、保育園で初めて食べる食品がないようご協力をお願いいたします。
(初めての食材は、必ず2回は食べて下さい)

<保育園で主に使う食品・食材一覧>

穀類	米(上新粉・米粉) もち米(白玉粉) パン うどん そうめん 中華麺 スパゲティ マカロニ ビーフン 麩 押麦 皮(餃子、春巻き、ワンタン) 小麦粉 オートミール コーンフレーク パイシート
いも類 片栗粉	じゃが芋 さつま芋 里芋 長芋 山芋 こんにゃく しらたき 片栗粉
豆類	あずき グリンピース そら豆 枝豆 大豆 ひよこ豆 ささげ豆 緑豆春雨 いんげん豆
大豆加工品	豆腐 高野豆腐 おから 豆乳 油揚げ きな粉 厚揚げ 納豆
種実類	ごま 栗 ココア
野菜類	胡瓜 人参 玉葱 大根 かぶ なす トマト とうもろこし(ヤングコーン) もやし 南瓜 冬瓜 パプリカ ピーマン ブロッコリー カリフラワー アスパラガス オクラ いんげん さやえんどう 長葱 葉ねぎ には 蓮根 ごぼう 菊 にんにく 生姜 きゃべつ 白菜 チンゲン菜 ほうれん草 小松菜 水菜 モロヘイヤ 菜の花 みつば つるむらさき 大葉 スズキニ パセリ ゴーヤ セロリ 干びょう
果実類	バナナ りんご なし 柿 いちご メロン すいか オレンジ グレープフルーツ 美生柑 あまなつ はっさく いよかん みかん デコポン もも パイナップル ブルーベリー ブルーン レモン ゆず レーズン 梅
きのこ類	えのき しいたけ しめじ まいたけ エリンギ マッシュルーム なめこ きくらげ
海藻類	わかめ のり ひじき 寒天 もずく 昆布 海藻ミックス
魚介類	かれい 鮭 あじ さわら たら いわし(じゃこ、煮干) ほっけ ホキ 金目鯛 赤魚 かじき さんま かつお(節) さば ぶり ツナ
練製品	はんぺん なると ちくわ さつまあげ かまぼこ ちくわぶ 魚肉ソーセージ
肉類	鶏肉 豚肉 レバー
肉加工品	ハム ベーコン ソーセージ ゼラチン
卵類	鶏卵 マヨネーズ
牛乳 乳製品	牛乳 生クリーム ヨーグルト チーズ スキムミルク バター マーガリン 乳酸菌飲料
調味料等	醤油 砂糖(三温糖) 黒糖 みりん 酢 塩 料理酒 みそ 鶏がらだし 中華だし コンソメ ほんだし ケチャップ ソース オイスターソース マヨドレ ごま油 サラダ油 オリーブオイル カレー粉(ターメリック) ナツメグ サフラン 粉糖 抹茶 シナモン バニラエッセンス ベーキングパウダー ドライイースト ゆかり こしょう
その他	麦茶 ジャム(イチゴ・ブルーベリー・マーマレード・リンゴ等) ジュース(リンゴ・オレンジ・ブドウ・ピーチ・等) はちみつ メープルシロップ 黒みつ
市販の菓子類	クッキー・ビスケット類 クラッカー せんべい ゼリー プリン ケーキ パイ チョコレート マシュマロ フルーチェ

* 上記以外の食品・食材も献立に使用場合があります
* 市販お菓子などの製造ラインで、アレルギー物質を使用しているものがあります。

(福)流山中央福祉会



【遠足、土曜日のお弁当についてのお願い】

保育園給食では、行政の方針にならない厚生労働省の作成したガイドラインに従って、以下の「誤嚥に繋がりやすい食材」の使用を避けることで、誤嚥の発生防止に取り組んでいます。また、遠足や土曜日のお弁当につきましても、安心してお子さんを預けられるように、お家の方にも同様のご配慮をお願いします。

【誤嚥・窒息の危険が高いため、 禁止している食材】

- *プチトマト
- *ナッツ類
- *枝豆(※刻んであれば可)
- *乾燥大豆
- *うずらの卵
- *餅、白玉団子
- *イカ、タコ
- *あめ類、ラムネ
- *個包装の球形チーズ
- *ぶどう、さくらんぼ、
- *ひとくち大のカップゼリー
- *こんにゃくゼリー
- *0~2歳児は生のりんご・梨・柿



【アレルギーが強いため、 禁止している食材】

- *ピーナッツ
- *キウイ
- *そば

【その他】

*ピック、つまようじ等は先端がとがっていて危険なため、禁止しています。



【特に0,1,2歳児は避けた方が 良い食材】

- *えび、貝類(かたくて噛みきれないことが多い)
- *焼きのり(園では代わりに刻みのりを使用)

改めて「誤嚥に繋がりやすい食材」への理解を深めて頂き、
お子さんを誤嚥・窒息の危険から守るために、ご協力をお願い致します。



【健康に関することについて】

●病気になったとき

○保育園で発熱、嘔吐、下痢、腹痛などお子さんの具合が悪くなった時は、状況によってはお迎えを依頼する場合がありますので、宜しくお願い致します。原則として、38.0℃以上の発熱がある場合、下痢や嘔吐に関しては、発熱がなくてもお迎えをお願いしています。他、発熱がなくても、食欲が無い、保育に参加出来ない等、お子さんが普段の様子と違う場合にもお迎えをお願いする場合があります。

○ご自宅で熱性けいれんが起こった場合は、必ず登園時に口頭で伝えて下さい。

○発熱、嘔吐、下痢の症状がある際は、症状が治まってからの登園、また、発疹やその他異常がある際は、受診をして保育が可能か確認してから登園してください。その際は、必ず担任保育士にその旨をお伝え下さい。体調があまり良くない時は、無理をさせずに早めに休養させて下さい。また登園を控えて受診し、医師の診断を受けてください。

※熱は朝は下がります。夕方から夜にかけ熱がなく元気であることを確認し、無理のない登園をお願いします。

※嘔吐・下痢の流行がある時期の嘔吐・下痢に関しては、1度でも嘔吐・下痢がある場合、お迎えを依頼します。又、最終症状後24時間何も無い事を確認してからの登園をお願いいたします。

○感染症と診断された場合は、早急にご連絡下さい。治癒証明書または登園許可書を提出して頂かないと、登園出来ません。

○病児保育は行っていません。お迎え、お休みの体制を整えておいてください。

○早寝、早起き、朝ごはん、朝の排便、薄着の習慣をつけましょう。

●怪我をしたとき

○怪我によって医師の治療が必要と判断した場合は、保護者に連絡をした上で病院を受診します。

○救急車要請や緊急受診が必要と園で判断した場合は、保護者の連絡が取れなくても対応をさせていただきます。園での判断に、ご理解・ご協力頂きますよう、お願い致します。

●衣服や布団が汚れた場合について

※園内での嘔吐、排便、排尿、血液は感染症予防の観点から洗濯が出来ません。そのままの状態を持ち帰って頂きます。又、他の園児の持ち物にかかってしまった際も感染拡大防止の為、発症したご家庭でまとめてお持ち帰り頂き、お洗濯して頂くことになります。

●緊急連絡表について

○保育中に病気や怪我などで緊急に連絡しなければならない時がありますので、常時連絡がとれ、距離的にお迎えに来られる方の記載をして下さい。連絡先、勤務先、その他、家庭の状況など変わる場合は早急にお知らせください。

●健康状態の確認について

○入園、進級時に「健康状態確認表」を提出して頂きます。保育で配慮や注意が必要なお子さんは、園までお伝えください。

●アレルギーについて

○最近、アレルギーを持っているお子さんが多くいます。保育園でアレルギーによる配慮や管理を希望される場合は、保育所生活管理指導表とアレルギー疾患面接確認表の提出と面談をお願いする事になります。

●虫よけ対策について

○保育園では必要に応じて各部屋室外でつりさげ式虫よけ等の対策をしています。虫除け剤（スプレーやシート）には、ディートという注意が必要な薬剤が含まれています。虫除けシールや虫除けリングなどにディートは含まれていませんが、複数のお子さんが装着することにより、喘息の発作が誘発されたり気分が悪くなってしまうことがあります。そのようなことを踏まえ、シールやリングの装着についてはご遠慮くださるようお願い致します。どうしても刺されやすく、刺されるとひどくなってしまうお子さんをご相談下さい。

●手足の爪について

○子どもの爪は薄いため割れやすく、また皮膚も薄いので傷がつきやすいです。そのため、1週間に1度は爪を切るようにしてください。＊爪が伸びたままになっていると以下のような問題もあります。

- ・細菌やウイルスがたまりやすく不潔になります。
- ・アトピー性皮膚炎・湿疹・乾燥肌・虫刺され・とびひなどの皮膚のトラブルの際、さらに悪化してしまうことがあります。
- ・友達とぶつかりあったり、物の取り合いで引っ掻いたりすると、子どもの爪は鋭利なため傷になりやすいです。目に当たった場合には眼球に傷がつくことがあります。お互いの怪我を予防する為にもこまめに確認をお願い致します。

●怪我や虫パッチの使用について

- ・剥がれた際に誤飲になる恐れがありますので、出来るだけ貼らずに登園して下さい。大きな傷などは、ガーゼで覆うなどして来て頂ければと思います。見えない所なども、貼っている場合は、職員にお声かけ下さい。

【予防接種を受けるにあたってのお願い】

保育園に通園中に、予防接種を受ける機会が多いと思いますが、その際、お願いがあります。

予防接種後は、発熱や発疹などの副反応の出現が考えられます。特に、風疹・麻疹・水痘などの生ワクチンは、毒性を弱めた微生物やウイルスを注射することによって、免疫を獲得し、病気を予防するものなので、副反応が出やすくなります。

予防接種後は、保育園に登園されると安静を保ちにくく、副反応が出やすくなる恐れがあります。

接種する際は、降園後、または、保育園を欠席して受診していただくようご協力をお願いします。

【保育園での薬の取り扱い】

保育園は健康な子どもを保育するのが前提ですので、薬は原則としてお預かりしていません。

健康に支障が見られる時は早めに受診をして下さい。薬の服用が必要なほど体調が悪い時はご家庭で静養をさせて下さい。

なお、慢性疾患でやむを得ない場合のみ、相談の上、お預かりする場合があります。

病院にかかったら

- 保育園の集団生活に戻っても良いか？ご確認下さい。
- 保育園に通ってる事と在園時間を伝え、原則として保育園では薬の使用が出来ない事をお伝え下さい。
- 1日2回朝・夕の処方に変えられないかご確認下さい。



【保育園での健康管理】

保育園では嘱託医と連携しながら園児の健康管理をしています。入園前には園医による健康診断を受けて頂きます。

	対 象	実 施	備 考
0歳健診	0歳児	月1回	
内科検診	0～5歳児	年2回	春・秋
歯科検診	0～5歳児	年1回	
身体測定	0～5歳児	月1回	

☆内科検診は、国の規定により年2回受診となっています。

☆内科に関しての健診結果は、医師よりコメントのあった方のみお手紙を配布しています。

【乳幼児突然死症候群（SIDS）】

乳幼児突然死症候群（SIDS）という言葉は、ご存知でしょうか？

乳幼児突然死症候群（SIDS）とは、何の予兆もないままに、主に1歳未満の健康にみえた乳児に、突然死をもたらす疾患です。全国の保育園で、悲しい事に毎年起こってしまいます。当園では、0歳児から5歳児まで、時間を細かく決め、一人ひとりが午睡中に息をしているか目視および手で息を感じる等を行い、観察を記録に残し、乳幼児突然死症候群（SIDS）に備えています。

全国で勉強会は開かれており、当園の方針はより細かくできていると考えておりました。

しかし、研修で「布団」についての実験結果が明らかにされ、当園でも、より安全に子ども達をお預かりする事を目的とし、下記のように方針を決めました。

- 1、SIDSが起こりやすいと言われるうつぶせ寝を禁止する
※へそが下を向く状態をうつ伏せとする。子どもがうつ伏せになったら、仰向けに戻し寝かしつける
- 2、呼吸チェック表を用いて、子ども全員の呼吸チェックを決められた時間で行う
（呼吸チェックは、目視および手で息を感じる・胸に手を当てて確認を行う）
- 3、シーツは綿製のもので、ボックスシーツタイプ（タオルシーツは禁止）
（タオルシーツはSIDSがより起こりやすくなるという実験結果有）
- 4、掛け毛布等が顔にかかっていない状態にする
- 5、午睡中に子どもの表情がわかるよう明るさを調整する（カーテンの開閉等）
- 6、0、1歳児の敷布団は硬めの素材を使用する。



【登園許可証の取扱いについて】

保育園は小さい子ども達もいる為、特に感染拡大に注意を払う必要があります。
その為、保育園における学校感染症については、医師の許可を得て、登園許可証の提出をして
頂いています。

次頁の小児感染症の登園基準の中の治癒証明が必要な病気に罹った場合、登園許可証の提出がない場合は、保育園への登園ができません。登園時に、保育士に直接手渡ししてください。

☆登園許可証は重要事項説明書 (P.28・29)、コドモンの資料室、足立区ホームページより印刷
してお使い下さい。保護者の皆様のご理解・ご協力をよろしくお願い致します。

【医師が記入した登園許可証が必要な感染症】

空気感染・飛沫感染により園児がかかりやすく、保育園での流行を広げる可能性が高い感染症

病名	潜伏期間	主な症状	登園停止期間	予防接種
麻疹 (はしか)	10～12日	発熱、咳、鼻水、結膜炎コプリック斑、一旦解熱後、再発熱とともに発疹出現	解熱後、3日を経過するまで	麻疹風疹混合 Ⅰ・Ⅱ期 各1回無料
風疹 (三日はしか)	14～21日	微熱、発疹、 耳の後ろのリンパ腺の腫れ	発疹が消失するまで	麻疹風疹混合 Ⅰ・Ⅱ期 各1回無料
水痘 (水ぼうそう) 帯状疱疹(※①)	10～20日	発疹→水泡→膿疱→ かさぶた、発熱	すべての発疹がかさぶたに なるまで	定期接種 無料
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	14～24日	耳下腺部の疼痛・腫脹、発熱	耳下腺、顎下腺又は舌下の腫脹が 発現した後5日を経過し、かつ、 全身状態が良好になるまで	任意接種 有料
百日咳	6～15日	軽度の咳→激しい連続性の 発作性の咳	特有の咳が消失するまで又は 5日間の適正な抗菌性物質製 剤による治療が終了するまで	四種混合 無料
結核		初感染から1～6ヶ月後に 発熱・成長遅延・体重減少・ 体重増加不良・咳・悪寒	感染の恐れがなくなるまで	BCG 無料
咽頭結膜熱 (プール熱)	5～7日	発熱、のどの痛み、結膜炎・ 結膜充血	主症状が消失した後2日を経 過するまで	なし
流行性角結膜炎 (はやり目)	7日以上	なみだ目、充血、目の痛み、 目やに、まぶたの腫れ	感染力が極めて強いので医師 の判断がでるまで	なし
急性出血性結膜炎	1～3日	発熱、目の強度の充血に伴う点 状出血、腫れ、光をまぶしが る	医師の判断がでるまで	なし
腸管出血性大腸菌 感染症(O-157)	3～8日	腹痛、水様の下痢、血便、 嘔吐、発熱、脱水症	感染力が極めて強いので医師 の判断がでるまで	なし
髄膜炎菌性髄膜炎	3～4日 (2～10日)	急激な発症(発熱・頭痛・ 嘔吐・髄膜刺激症 血圧低下・紫斑など)	感染の恐れがなくなるまで	
インフルエンザ (症状が重症の場合) ※②	1～3日	高熱、頭痛、咽頭痛、 関節痛、倦怠感	発症した後5日を経過し、 かつ、解熱後3日を経過するまで	任意接種 有料
コロナウイルス 感染症 (症状が重症の場合)	2～7日	高熱、頭痛、咽頭痛、 関節痛、倦怠感	発症した後5日を経過し、かつ、 解熱後3日を経過するまで	任意接種 有料

※①第2種感染症の対象ではない。

【医師の登園許可を受けた上で保護者が記入した登園許可証が必要な感染症】

＜保育園での流行を広げる可能性はあるが、条件によっては登園停止の必要がない感染症＞

病名	潜伏期間	主な症状	登園のめやす	予防接種
手足口病	2～7日	手のひら、足の裏、お尻に丘しん、水泡、口内炎	症状が改善し全身状態が良好	なし
溶連菌感染症	2～4日	発熱、いちご舌、発しん、のどの痛み	治療開始後 24 時間経過し、全身状態が良好	なし
伝染性紅斑 (りんご病)	4～14日	両ほほに蝶々型の紅斑、四肢にはレース模様の発しん	全身状態が良好	なし
感染性胃腸炎	2～4日	嘔吐、水様の下痢、発熱	症状が改善し全身状態が良好	なし
ヘルパンギーナ (夏風邪)	2～7日	発熱、のどの痛み、のどの奥に水泡	全身状態が良好	なし
マイコプラズマ 感染症	14日～21日	咳、発熱	症状が改善し全身状態が良好	なし
RSウイルス 感染症	3～7日	冬に風邪症状の中心 喘息様 気管支炎、肺炎を引き起こす こと有り	症状が改善し全身状態が良好	なし

★上記の疾患以外に診断があった場合は、病名を保護者の方が記入してご提出ください。

【医師の登園許可を受けた上で保護者が記入した

「インフルエンザ・コロナウイルス感染症登園許可証」が必要な感染症】

病名	潜伏期間	主な症状	登園のめやす	予防接種
インフルエンザ ※②	1～3日	高熱、頭痛、咽頭痛、 関節痛、倦怠感	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過するまで	任意接種 有料
コロナウイルス 感染症	2～7日	高熱、頭痛、咽頭痛、 関節痛、倦怠感	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱後 3 日を経過するまで	任意接種 有料

※②乳児から幼児についてはウィルス排泄が長期に及ぶため、登園基準を「解熱をした後 3 日」とする。

【登園許可証が必要のない感染症】(ただし医師の診断を受けてから登園してください)

＜通常は登園停止の必要がない感染症＞

病名	潜伏期間	主な症状	登園停止なし	予防接種
伝染性膿痂しん (とびひ)	1～10日	紅斑に水泡を伴った発しん 急速に広がり、数も増える	ガーゼなど通気性のよいもので覆うことが望ましい	なし
アタマジラミ		頭部の激しいかゆみ、 髪の毛に白いポツポツ があり容易に取れない	医師の診断を受ける スミスリンシャンプーやパウダー等で 駆除する	なし

○突発性発しん・不明発しん症・川崎病・伝染性軟属腫(水いぼ)については全身状態が良好であれば登園は可能ですが、医師の診断を受けてから登園してください。

【緊急時等における対応方法・非常災害対策】

●保育園の安全対策・危機管理

- 警察への緊急システム（学校110番）・防犯カメラ・AED等を設置し、安全が確保できるよう体制を整えています。
- 随時、不審者情報や感染症情報をお知らせし、安全管理に努めています。

●非常災害対策

- 防火・防災管理者（園長）を置き、火災、地震等の災害から園児を守り、また災害の未然防止及びその軽減を図ることを目的として消防計画の下、最低月1回の訓練を実施致します。
- 不審者対応の職員訓練も実施します。（火災・地震・津波・不審者対応・救命救急対応・通報訓練等）
- 1年に1回大規模地震を想定した「園児引き取り訓練」を実施します。
- 地震発生時は、基本的に園舎内にいます。
- やむを得ず園外に避難する場合は、入口（自動ドア）に掲示します。
- 園舎の火災発生の場合は、近隣施設に避難する場合があります。
- 津波が想定される場合はハザードマップを確認し園内または、足立区立第五中学校の3階以上に避難します。
- 災害に備えて園児の防災頭巾を常備し、非常食の備蓄をしています。
- 災害時等の園児の状況はコドモンにてお知らせします。
*年数回のテスト配信をします。

防火管理者	園長 湯口 結衣	
消防計画届出年月日	西新井消防署 平成30年3月5日	
避難訓練	月1回～2回実施 火災、地震、不審者侵入を想定した訓練	
防災設備	自動火災報知設備・消火器・誘導灯	
避難場所	第一次避難場所	保育園内
	第二次避難場所	足立区立第五中学校
	広域避難場所	江北平成公園一帯

●災害時及び警戒宣言発令時

- 警戒宣言発令時の保育
 - (1) 保育開始前に発令があった場合・・・臨時休園
 - (2) 保育開始後に発令があった場合・・・保育中止(お迎え要請)
 - (3) 前日に発令があり、次の日も解除されない場合・・・臨時休園
- 地震災害時における園児の引き渡し方法は「緊急・災害連絡カード」に登録された方にお子様を引き渡します。
- 緊急連絡先 西新井聖華保育園

【日本スポーツ振興センター「災害共済給付制度」のお知らせ】

- 足立区では、保育園の管理下でおきたけがに係る給付事業を行っている『独立行政法人日本スポーツ振興センター災害共済給付制度』に加入しています。この制度は、医療点数に応じた給付を受けるものです。
- センター請求の手続きは、医療点数が500点以上の場合対象になります。保護者は自己負担分(2割)を現金で立て替えていただき、後日、センターより自己負担分+センター給付分をお受け取りいただきます。

独立行政法人日本スポーツ振興センター

「災害共済給付制度」のお知らせ

災害共済給付制度とは、独立行政法人日本スポーツ振興センター(以下、「JSC」といいます。)と学校の設置者との契約(災害共済給付契約)により、学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡)に対して災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給)を行うものです。その運営に要する経費を国、学校の設置者及び保護者(同意確認後)の三者で負担する互助共済制度です。

この制度は、独立行政法人日本スポーツ振興センター法に基づく公的給付制度のため、次のような特色があります。

■災害共済給付制度の特色■

- 低い掛金で、厚い給付が行われます。
- 学校の責任の有無にかかわらず、給付の対象となります。
- 学校の責任において提供した食物によるO-157等の食中毒、熱中症やいわゆる突然死も給付の対象となります。

対象となる学校等

義務教育諸学校	小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程 特別支援学校(盲学校、聾学校及び養護学校)の小学部及び中学部を含みます。
高等学校	高等学校(全日制、定時制及び通信制) 中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含みます。
高等専門学校	
幼稚園	特別支援学校の幼稚部を含みます。 幼稚園型認定こども園の幼稚園部分は「幼稚園」となります。
幼保連携型認定こども園	
高等専修学校	高等専修学校(昼間学科、夜間等学科及び通信制学科)
保育所等	児童福祉法第39条に規定する保育所、保育所型認定こども園、幼稚園型認定こども園の保育機能施設部分、地方裁量型認定こども園、特定保育事業(児童福祉法第6条の3に規定する家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業)を行う施設、一定の基準を満たす認可外保育施設及び企業主導型保育施設

※国立、公立、私立の別を問いません。

共済掛金の額 (令和4年1月現在)

災害共済給付への加入は、学校の設置者が保護者の同意を得た上で共済掛金を集め、学校の設置者が一括加入の手続きをとります。翌年度からは、共済掛金を納めることで加入は継続されます。

(児童生徒等1人当たり年額 単位:円)

学校種別	一般児童生徒等	要保護児童生徒
義務教育諸学校	920 (460)	40 (20)
高等学校 高等専修学校	全日制 昼間学科	2,150 (1,075)
	定時制 夜間等学科	980 (490)
	通信制 通信制学科	280 (140)
高等専門学校	1,930 (965)	—
幼稚園	270 (135)	—
幼保連携型認定こども園	270 (135)	—
保育所等	350 (175)	40 (20)

※()内は沖縄県における共済掛金の額です。

※共済掛金は、義務教育諸学校は4割から6割、その他の学校では6割から9割を保護者が負担し、残りを学校の設置者が負担します。

※学校の設置者が免責の特約を付けた場合は、左表の額に1人当たり15円(高等学校の通信制及び高等専修学校の通信制学科は2円)を加えた額が共済掛金の額になります。

※要保護とは、生活保護法による保護を受けている世帯の児童生徒をいいます。義務教育諸学校、保育所等の児童生徒については、生活保護法に医療扶助があるため、災害共済給付での医療費の支給を行わないことから、一般児童生徒等とは別に共済掛金の額を定めています。

給付の対象となる「学校の管理下」の範囲

①学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合 (保育所等における保育中を含みます)	例 各教科(科目)、保育中、特別活動中(学級活動、クラブ活動、運動会、遠足、修学旅行等)
②学校の教育計画に基づく課外指導を受けている場合	例 部活動、林間学校、夏休み中の水泳指導
③休憩時間中、その他校長の指示・承認に基づき学校にある場合	例 始業前、業間休み、昼休み、放課後
④通常の経路及び方法により通学(通園)する場合	例 登校(登園)中、下校(降園)中
⑤その他、これらに準ずる場合として文部科学省令で定める場合	例 寄宿舎にあるとき、学校外で授業等が行われるときにその場所と住居・寄宿舎との間を合理的な経路・方法で往復するとき

給付の対象となる災害の範囲と給付金額

※障害見舞金及び死亡見舞金の給付金額は、令和元年度から改定しています。

災害の種類	災害の範囲	給付金額
負傷	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもの	医療費 ・医療保険並の療養に要する費用の額の4/10(そのうち1/10は、療養に伴って要する費用として加算される分) ただし、高額療養費の対象となる場合は、自己負担額(所得区分により限度額が異なる。)に療養に要する費用の額の1/10を加算した額 ・入院時食事療養費の標準負担額がある場合は、その額を加算した額
疾病	その原因である事由が学校の管理下で生じたもので、療養に要する費用の額が5,000円以上のもののうち、文部科学省令で定めるもの (学校給食等による中毒・ガス等による中毒・熱中症・溺水 ・異物の嚥下又は迷入による疾病・漆等による皮膚炎 ・外部衝撃等による疾病・負傷による疾病)	
障害	学校の管理下の負傷又は上欄の疾病が治った後に残った障害(その程度により第1級から第14級に区分される。)	障害見舞金 4,000万円～88万円 〔通学(園)中の災害の場合2,000万円～44万円〕
死亡	学校の管理下において発生した事件に起因する死亡及び上欄の疾病に直接起因する死亡	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	突然死 運動などの行為に起因する突然死	死亡見舞金 3,000万円〔通学(園)中の場合1,500万円〕
	運動などの行為と関連のない突然死	死亡見舞金 1,500万円〔通学(園)中の場合も同額〕

- JSCが給付する医療費は、医療保険(健康保険、国民健康保険など)の被保険者又は被扶養者として受けられる療養を対象とし、その療養の費用の額も医療保険の定めに従って算出された額を基準にして算定されます。上表では、これを「医療保険並の療養」と表記しています。
- 上表の「療養に要する費用の額が5,000円以上のもの」とは、初診から治ゆまでの医療費総額(医療保険でいう10割分)が5,000円以上のものをいいます。(例えば、被扶養者(家族)である者が病院に外来受診した場合、通常自己負担は医療費総額の3割分となります。)
- 同一の災害の負傷又は疾病についての医療費の支給は、初診から最長10年間行われます。
- 災害共済給付を受ける権利は、その給付事由が生じた日から2年間行わないときは、時効によって消滅します。
- 災害共済給付の給付事由と同一の事由について、損害賠償を受けたときは、その価額の限度において、給付を行わない場合があります。
- 他の法令の規定による給付等(例:条例に基づく乳幼児医療助成)を受けたときは、その受けた限度において、給付を行いません。
- 生活保護法による保護を受けている世帯に属する義務教育諸学校及び保育所等の児童生徒に係る災害については、医療費の給付は行いません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の故意の犯罪行為により、又は故意に、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該医療費、障害又は死亡に係る災害共済給付を行いません。ただし、当該生徒又は学生が、いじめ、体罰その他の当該生徒又は学生の責めに帰することができない事由により生じた強い心理的な負担により、故意に負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、この限りではありません。
- 高等学校、高等専門学校及び高等専修学校の生徒又は学生が自己の重大な過失により、負傷し、疾病にかかり、又は死亡したときは、当該障害又は死亡に係る災害共済給付の一部を行わない場合があります。

給付金の請求方法 <医療費の場合>

保護者	医療機関等で医療費の証明(「医療等の状況」等)を受け、学校等へ提出します。
提出 ↓ ↑ 支払	
学校	けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)を設置者に提出します。
提出 ↓ ↑ (支払)	
設置者	管内の学校分を取りまとめて、けがの発生状況の報告書(「災害報告書」)と医療費の証明(「医療等の状況」等)をJSCの担当事務所に提出します。
請求 ↓ ↑ 支払	
J S C	提出された書類を審査の上、給付額を決定し設置者を通して保護者へお支払いします。

※保護者の方へのお願い

「医療等の状況」などを医療機関などに証明していただくに当たっては、医師、歯科医師、薬剤師、柔道整復師、鍼灸師の皆様の特例の配慮によりご協力をいただいております。
なお、「医療等の状況」などを持参してもその場で書いただけられない場合もありますことを、ご了承ください。

請求・給付の手続きは、学校・学校の設置者を通じて行われます。保護者の皆様におかれましては、学校からの連絡を受けて必要書類を揃えてください。また、治療の経過を随時報告するなど、学校との密な連携をお願いします。

災害共済給付については、独立行政法人日本スポーツ振興センター法(平成14年法律第162号)により定められています。このお知らせは、災害共済給付制度の概要を記載したものです。

【発行】独立行政法人日本スポーツ振興センター

■災害共済給付業務は、仙台・東京・名古屋・大阪・広島・福岡の6事務所で行っています。

災害共済給付業務に関する詳細は、ホームページをご覧ください。

学校安全 Web ホームページ : [https:// www.jpnsport.go.jp/enzen/](https://www.jpnsport.go.jp/enzen/)

JAPAN SPORT
COUNCIL



園の管理下において、園児が怪我などの災害にあった場合に、基準に応じた医療費、見舞金の給付が行われる制度です。園では、入園すると同時に全員加入し、掛金は保護者負担分も含めて保育園で全額負担されています。

<給付される場合>

1. 園児が保育を受けている時の災害
2. 園児が通常の経路及び方法により保育園に通う時、又は保育園から帰宅する時の災害

<給付の内容>

1. 医療費（健康保険の対象となる治療）

※次の場合は対象になりません

(1)同一の災害による診療報酬請求点数が500点未満の場合

（病院と薬局の合計が500点以上であれば、請求可能です。通院を要する場合は、全通院期間を通じて500点以上になれば請求可能です。）

(2)生活保護法による保護を受けている方

2. 障害見舞金（治療終了後に障害が残った場合、その程度に応じて見舞金が給付される）
3. 死亡見舞金

<医療費の支払いと給付について>

①医療費の4割(健康保険の対象となる治療)

「自己負担分」医療費の2割+「療養に伴って要する経費」医療費の2割が給付されます。

②保育園における事故で医療機関を受診する場合は、「乳幼児医療証」を使用しないでください。保護者は医療費（自己負担分＝医療費の2割）を医療機関に支払い、領収書をお受け取り下さい。

<請求の手続き>

- ・「医療等の状況」を医療機関へ、「調剤報酬明細書」を薬局へ提出する。
- ・「医療等の状況」「調剤報酬明細書」を医療機関等から受け取ったら、園に提出して下さい（これらの書類と「事故報告書」をもとに、日本スポーツ振興センターへの災害給付金請求手続きをします。）
- ・給付は「センター」にて審査後、保育園を通じて保護者に給付されます。
- ・給付金は、請求後約2～3ヶ月かかりますのでご了承下さい。
- ・同一の災害による医療費の支給は、初診から最長10年間継続して受け取ることができます。
- ・病院によっては書類作成料が発生するため、負担して頂く場合がございます。ただし医療費の月分ごとに、2年間の請求を行わないと時効となります。

※何かわからないことがありましたら、園までお尋ね下さい。

【個人情報保護方針】

社会福祉法人流山中央福祉会 西新井聖華保育園（以下「保育園」とする）は、『個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）』（以下『個人情報保護法』とする）および関連法令等を遵守し、必要な体制整備を行い、以下の方針により保護者様 等の個人情報の適正な利用と保護に努めます。

1 個人情報の取得・利用目的

- (1) 保育園では、次の目的に必要な個人情報を取得し、利用しています。
 - ア 当該事業者が保護者や受託児童等に提供する保育サービス
産休明け保育・延長保育等
 - イ 施設の管理運營業務
入退所等の管理
費用の請求及び収受に関する事務（実費徴収金）
会計・経理事務
 - ウ 保育園が保護者の依頼を受けて行う、市町村への保育園入所申込書の提出
 - エ 児童虐待を受けたと思われる児童を発見した場合の児童相談所への通告
 - オ 要保護児童を発見した場合の児童相談所への通告
- (2) 個人情報は上記(1)の利用目的以外には利用いたしません。個人情報を上記(1)の利用目的以外に利用する場合は、改めてご本人の同意をいただきます。
- (3) 書面やインターネット等の情報ネットワークで保護者様等のご本人の個人情報を取得する場合は、あらかじめ、ご本人に対し、その利用目的を明示します。

2 個人データの保管・利用について

- (1) 保育園では、個人情報保護管理者を定め、個人データの漏えい、滅失又は棄損の防止、その他安全管理のために個人データへのアクセス管理、個人データの持ち出し手段の制限、外部からの不正アクセス防止のための措置、その他の措置を講じています。
- (2) 職員等が個人データを取り扱う場合は、当該個人データの安全管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行います。
- (3) 保育園の委託を受けて個人データを取り扱う業務委託先においても、個人データ安全管理が図られるよう適切な監督を行います。
- (4) 以下の場合を除き、個人データについて第三者への提供を行いません。
 - ア ご本人の同意がある場合
 - イ 法令に基づく場合
 - ウ 人の命、生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であっても、ご本人の同意を得られることが困難な場合
 - エ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要な場合であっても、ご本人の同意を得ることが困難である場合
 - オ 国の機関若しくは地方公共団体等の事務を遂行することに対し協力する必要がある場合であって、ご本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼす恐れがある場合
 - カ 個人情報の利用目的の達成に必要な範囲内において、個人データの取り扱いの全部又は一部を委託する場合

- 3 保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の求めへの対応について他の法令に違反することとなる場合等の特別な事情がある場合を除き、ご本人から保有個人データに関する利用目的の通知、開示、訂正、利用停止等の求めについて対応します。

4 個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ

個人情報の取り扱いに関するご質問、ご相談、苦情等につきましては、下記の窓口までお問い合わせください。

[お問い合わせ]

社会福祉法人流山中央福祉会 西新井聖華保育園

TEL：03-3854-3811

【個人情報開示について】

①保育園内での掲示について

園内では下記の通り、お写真等を利用しながら、日々子ども達の様子を保護者の皆様にお伝えしております。子ども達にとっても行事新聞や作品とお名前などを展示するととても嬉しそうです。また、五感を使い目や耳で数字やひらがなを覚えることも大切だと考えています。

- アプリ配信 …… 園だより クラスだより 行事新聞 等
- 展示物 …… 作品とお名前 行事新聞
- 実用品 …… 下駄箱 ロッカー 上着かけ 汚れ物かけ 等

②ホームページ・YouTube・Instagramの配信について

当園では職員や子ども達の日々の様子を見て頂けるよう、ホームページ、YouTube、法人のInstagramアカウントを作成致しました。園児以外の方もご覧頂けるページとなっております。

③災害時の避難場所での個人情報掲示について

災害時に避難場所で骨折などの怪我をした際や、アレルギー児のアレルゲンや生年月日、名前などをゼッケンに記入して、避難場所で迅速で確実な対応をしていきたいと考えています。

避難場所では、混乱も予測され、アレルギー児や怪我、喘息のある園児への対応が確実にできるように色別のゼッケンを使用し、一目でわかるように対応していきます。

具体的な表示は下記の通りですが、災害時に周知が必要となるその他の場合にもゼッケンを使用します。

- アレルギー児 …… アレルゲン・生年月日・名前・緊急時の薬品名
- 喘息の既往ある …… 喘息・生年月日・名前
- 大きな怪我をした場合 …… 怪我の部位（病名）・生年月日・名前

④保育所児童保育要録の小学校への情報開示について

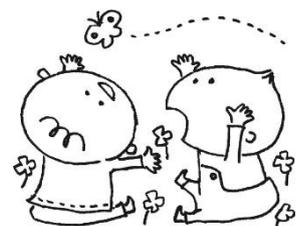
5歳児クラス児童全員に対し、厚生労働省が定める保育所保育指針に基づき、就学先の小学校へ保育所児童保育要録の提出を義務付けられています。保育要録は、厚生労働省から示された「記載する事項」に基づいて様式を定め、保育園長の責任の下、担当の保育士が記入します。記載された内容を開示してほしい場合は園長までお問い合わせ下さい。

⑤写真・動画の取扱い、園からの配信について

園行事等でお子様様子を写真や動画に撮られる方も多くいらっしゃいます。他児が写っている可能性がありますので取り扱いには十分にお気を付け頂き、インターネットやSNSへの投稿はおやめ下さい。また園からのお便りや行事新聞も同様の扱いをお願い致します。

プライバシーの観点から、お子様の作品なども含め、園内での写真撮影は禁止とさせていただきます。

「個人情報保護方針」に基づき、お名前やお写真・お誕生日などの個人情報の掲示、ホームページによる写真の掲載、避難場所での名前、生年月日、アレルゲン、怪我の状態・保育所児童保育要録、写真・動画・お便り配信などの個人情報の掲載に関しては保護者の方の同意が必要となりました。コドモンにてアンケートを配信しますので、ご回答をお願い致します。



【保育園における児童虐待等の報告義務について】

育児で悩んでいること、困っていること、ちょっと手をあげてしまって・・・など、家庭での育児で悩んでいることはありませんか？もし1人で悩んでいる方がいらしたら、ぜひご相談下さい。答えを出すことはできないかもしれませんが、子どもへの魔法の声かけ、色々な方法や選択肢など、私達保育士の知識や経験をお話できると思います。

また、下記の法律で定められている通り、保育園の義務として、育児放棄や説明のつかない傷等が見受けられた場合や疑わしい場合でも報告の義務があります。その場合、児童相談所職員、市職員がご相談に伺うことがありますので、ご協力をお願い致します。

保育園には、児童虐待等の報告義務がありますが、相談を受けたからすぐ報告というわけではなく、子ども達の為に、より良い環境を作り、子育てのお手伝いもできればと考えております。

また、当園では子どもの人権の擁護及び虐待の防止を図るため、園長を中心として、その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じる物とします。

【人権尊重・プライバシー保護について】

●人権尊重

○児童憲章、児童福祉法に基づき、個々を尊重しながら保育を展開していきます。

○子どもの身体的苦痛や人格を辱めることなどがないよう保育を実施いたします。

●プライバシーの保護

○子どもの着替え、排泄などプライバシーを配慮して行います。

【保育内容に関する相談・要望・苦情】

当園では相談、要望、苦情等に係る窓口を以下の通り設置しています。

市区町村課名	足立区 子ども家庭部 私立保育園課 私立保育園第一係
	所在地 足立区 中央本町 1-17-1
	電 話 03-3880-5111